

令和6年度離島地域おこし広域コミュニティ形成事業 仕様書

1 業務の目的

本事業では、本県離島地域（※1）の離島地域おこし団体（※2）による連携に加え、一般消費者や異分野事業者、起業予定者等を含めた、本県離島やその振興に関心の高い人々のオンラインやオフラインのコミュニティを形成することで、離島情報の周知・拡散を図り、「鹿児島県の離島」としてのブランド力の強化、交流人口の拡大等を推進する。

また、離島におけるUIターン者を含めた新規起業等を目指す者に対し、実践型インターンシップを実施するなど、離島地域おこし団体の次世代を担う人材の育成を図る。

（※1）離島振興法第2条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」

（※2）離島地域で離島の素材を活用した事業を行っている団体

2 業務の内容

以下の3項目を並行実施して、広域コミュニティの形成及び次世代人材育成を図る。

（1）コミュニティ創出支援

離島地域おこし団体、UIターン者を含めた新規起業や事業拡大を目指す者、異分野事業者及び一般消費者を対象とした広域コミュニティの創出に関する業務

（ア）異分野事業者との連携構築

- ・ 離島地域おこし団体に異分野事業者を交えた形で、離島の課題や今後の方向性について、議論するワークショップ等を開催すること。

<目的>

離島の課題・今後の離島振興について共有・検討を行い、新たな視点からの課題解決策の発見や人材ネットワークの強化を図ることで、異分野間の交流を促進する。

<考えられる取組の例>

- ・ 有識者による講義、離島地域おこし団体による事例発表
- ・ 離島地域おこし団体に異分野事業者を交えたワークショップ等の開催 等

（イ）広域コミュニティの形成

- ・ 離島地域おこし団体、UIターン者を含めた新規起業や事業拡大を目指す者、異分野事業者及び一般消費者を対象としたオンライン上で成り立つコミュニティを構築すること。（※3）

（※3）SNS、コミュニティアプリケーション登録者等を対象とする。新規のコミュニティの構築を必須としない。既存のコミュニティと連携する場合、利用規約等を厳守した上で、利用者・登録者等の承諾を得て事業を実施すること。

- ・ 県と連携しながらイベントの開催や事業運営への協力を依頼するなど、コミュニティ関与者の維持・増加に努めること。
- ・ 一般消費者に離島の現状と課題を理解してもらい、コミュニティへの参加の契機となるようなイベントや意見交換会等を開催すること。
- ・ 今年度事業の終了時において、コミュニティ新規登録者数100人を目標とすること。

<目的>

一般消費者の興味・関心を高め、本県離島に関心のあるファンコミュニティの形成を図るほか、現在離島に求められているニーズの把握、口コミによる周知・広報を促進する。

＜考えられる取組の例＞

- ・ SNSやコミュニティアプリケーションを活用した本県離島地域に係るファンコミュニティの構築
- ・ 離島地域おこし団体の商品等を扱った一般消費者向けの物産展の開催・コミュニティ登録のPR活動
- ・ コミュニティ登録者が離島を応援したくなるようなプレゼント企画

(2) 次世代人材育成支援

離島地域において新規起業や事業拡大を目指す者を対象とした新規起業等の支援に関する業務

(ア) 勉強会等の開催

- ・ 離島地域において新規起業等を目指す者を対象に、離島の実情をふまえた起業や事業拡大方法等に関する勉強会等を開催すること。

＜目的＞

離島で新規起業等を目指すことへの不安を解消し、人材ネットワークの強化や事業創出を促進する。

＜考えられる取組の例＞

UIターン者を含めた新規起業等を目指す者を対象に、離島地域おこし団体等から講師を招き、事例発表、意見交換、起業等相談の開催

(イ) 実践型インターンシップの実施

- ・ 離島地域において新規起業等を目指す者を対象に、離島地域おこし団体等におけるインターンシップ（2名以上）を実施すること。

＜目的＞

実際に離島の地域おこし団体等において働くことで、起業や事業拡大後に現場で必要なノウハウを獲得する。

＜考えられる取組の例＞

UIターン者を含めた新規起業等を目指す者を対象として離島地域おこし団体等におけるインターンシップの実施（交通費、滞在費、受入事業者への協力金の一部を助成）

(3) 個別支援

離島地域おこし団体の広域コミュニティの活用や販路開拓、異分野事業者等との連携構築等に係る個別支援に関する業務

(ア) コミュニティ活用支援

上記(1)のコミュニティを活用し、離島地域おこし団体等と一般消費者との交流を支援する。

(イ) 事業連携支援

コミュニティ内の事業者が連携して始める事業が自立的・安定的に活動を継続できるよう支援を行い、異分野間の継続した交流を促進する。

(ウ) 新規起業等への支援

UIターン者を含めた新規起業等を目指す者を対象に、自立的・安定的に活動を継続できるよう支援を行い、新事業や雇用の創出を図ることで離島地域おこし団体の次世代を担う人材の育成を図る。

- ・ 上記(ア)～(ウ)の個別支援先については、それぞれ1団体以上とし、ヒアリング等を踏まえて、波及効果、自立性、先駆性、連携性を評価の基準とし選定すること。

ただし、上記(ア)～(ウ)のうち、1団体以上の個別支援先選定が困難な項目が生じる場合は、他項目において支援先を増やすこと等について、県と協議すること。

- ・ 支援団体のビジョン及び取り組む内容について整理すること。
- ・ 支援団体の取組を，事業計画の作成や商品開発，販路開拓，ビジネスパートナー探しなどの各段階に応じて，総合的に支援すること。
- ・ 商品開発や販路開拓等に関する支援については，形成したコミュニティを積極的に活用すること。

(4) その他の取組の企画・実施

- ・ 上記(1)～(3)以外に，1の目的を達成する上で有効なものとして提案された取組については，県と協議を行った上で企画・実施する。

(5) 報告書の作成

- ・ (1)～(4)までの実績・事業の検証結果を報告書としてとりまとめること。

	内 容	規 格	部 数
提出物	①報告書	A 4 版, カラー	2 部
	②報告書 (概要版)	A 4 版, カラー	2 部
	③報告書及び概要版の電子データ	P D F 形式	1 式
	④その他のデータ (写真等)	画像ファイル形式	1 式
提出期限	令和7年3月14日 (金)		
提出先	鹿児島県総合政策部離島振興課離島振興係 (担当: 宅萬)		

3 業務実施方法

- ・ 業務の実施に当たっては，県離島振興課に進捗状況等を報告し，緊密に連携を図りながら進めること。
※ 報告の頻度等…概ね2カ月に1回程度とする。
- ・ 個別支援に当たっては，当該団体の意向を尊重するとともに，関係市町村とも適宜連携を図ること。
- ・ 関係市町村とも連携を図るため，イベント等を開催する際には情報提供を行うこと。

4 著作権

成果品 (報告書及び概要版) 一式の著作権は，原則として鹿児島県に帰属するものとする。